

## 障害者団体に対するヒアリングについて

団体名 社会福祉法人全国盲ろう者協会

地域の就労支援の在り方を検討するに当たって、以下の質問について、下記の枠内に簡潔にお答えください。なお、参考資料を添付する場合であっても、ご回答は枠内に記載していただくよう、お願いします。

- ① 求職活動を行うに当たって、各就労支援機関に求めること（支援等）はなんですか。

まずは盲ろう者（目と耳の両方に障害を有するもの）の存在を認識し、盲ろう者を就労支援対象者として意識して欲しい。

全国 22,000 人（平成 18 年厚生労働省調査）

18 歳～60 歳の推定人数（13.2%） 2,904 人（平成 17 年当協会調査）

当協会が平成 17 年に行った盲ろう者生活実態調査によると、盲ろう障害を受障する前に会社員・公務員・団体職員等のサラリーマンだった者が全体の 43%を占めていたが、盲ろう障害となつてからの同職就業率は 4%に激減している。また、盲ろう障害となる前の非就業率は 7%であるが、盲ろう障害となつてからの非就業率は 51%となっている。

このことは、各就労機関において、盲ろう障害を想定した現職復帰の支援システムがほとんど構築されていないことを物語っていると言える。まずは盲ろう者を想定した相談窓口を開設する必要がある。

- ② 企業において継続して働き続けるために、各就労支援機関に求めること（支援等）はなんですか。

盲ろう者であっても、適切な通訳・介助者を配置すれば就労可能な者はかなり存在すると見込まれる。当協会では職員 9 名のうち 2 名が盲ろう者である。

①男性：弱視難聴、FM 補聴器による音声通訳、強度の視野狭窄

②女性：弱視ろう、接近手話通訳、強度の視野狭窄

それぞれ、職場介助者の配置によって就労を可能にしているが、同助成制度は支給期間に限度があり、現在では配置の継続措置によって 15 年となっている。企業努力で障害が克服できるはずがない以上、全雇用期間を通じて助成を継続していただきたい。

③ ①及び②のほか、各就労支援機関に求めること（支援等）はなんですか。

現在盲ろう障害者の生活訓練を受け入れているところとして、わずかに国立障害者リハビリテーションセンターがあるが、同センターにおいても必ずしも盲ろうに特化した訓練システムを持っている訳ではなく、視覚障害者や聴覚障害者に対する訓練の応用でしかない。アメリカには連邦政府の出資によるヘレン・ケラーナショナルセンターがあり、盲ろう者に特化した訓練が行われている。これらの訓練事例を参考にして、各就労支援機関とも、盲ろう者向けの生活訓練、職業訓練コースを整備していただきたい。

④ 上記のほか、ご意見等があればお書きください。

障害者を雇用するためには介助者を雇用しなければならないという現在の考え方では、企業の障害者雇用は進まないと思われる。私共は、障害者雇用をする際、障害者と健常者の2名の職員を採用し、2名のチームで2人分の仕事をこなしてもらうという考え方取っている。実際には1.5人分の仕事量になってしまうが、そこは介助者助成を利用することで、企業としても十分に採算がとれるはずである。

しかしながら、この助成制度は、残業や休日出勤部分が含まれないことや、介助者と障害者の勤務時間が重なった部分にしか適用されないことなどの制約があり、実際には0.5人分程度の助成にしかになっていない。企業にとって、何らかのメリット（ペイするメリット）がなければ、障害者雇用は進まないであろう。また、私共のような社会福祉法人の場合、人件費や運営費は公的補助に頼らざるを得ないわけだが、公的補助による給与部分には助成が出ない。したがって、障害者にもっとも理解が深いと思われる社会福祉法人にとっては非常に不利な制度となっている。これら助成制度の質的改善が是非とも必要である。

以上、ご協力ありがとうございました。

## 「盲ろう者生活実態調査」より

社会福祉法人全国盲ろう者協会

(平成 17 年 9 月実施)

### 過去の職業

	人数	%
1. 三療業	5 6	18%
2. 会社員・公務員・団体職員等のサラリーマン	1 3 3	43%
3. 農林漁業・サービス業の開業（治療院を除く）・経営者	1 5	5%
4. 芸術・芸能、その他の自由業	7	2%
5. 社会福祉施設に入所・通所していた	2 2	7%
6. 従来から現在の仕事を継続している	2 2	7%
7. 仕事をしていなかった	2 2	7%
8. その他	2 4	8%

### 現在の職業

	人数	%
1. 三療業	3 4	11%
2. 会社員・公務員・団体職員等のサラリーマン	1 4	4%
3. 農林漁業・サービス業の開業（治療院を除く）・経営者	1	0%
4. 芸術・芸能、その他の自由業	1	0%
5. 社会福祉施設に入所・通所中	3 3	11%
7. 仕事をしていない	1 6 0	51%
8. その他	3 2	10%

### 主たる所得・収入

	人数	%
1. 障害基礎年金	2 4 6	79%
2. 障害基礎年金と加給年金	2 5	8%
3. 老齢年金等の障害年金以外	1 6	5%
4. 仕事による収入	6 4	21%
5. 財産収入	6	2%
6. 年金以外の福祉手当等	5 4	17%
7. 仕送り等その他の収入	3	1%
8. 公的扶助（生活保護）	8	3%
9. 所得・収入なし	1 5	5%
10. その他	9	3%